

2025.9.25.
小笠原裕

「指定宗教法人の清算に係る指針案」（以下、指針という）へのパブコメ

文部科学省が作成した、「指定宗教法人の清算に係る指針案」につき、下記の通りパブリックコメントを提出しました。

その 1

現在指定宗教法人として指定されているのは、世界平和統一家庭連合（以下、家庭連合という）のみですが、この指針案は指定宗教法人全般に対して適用される指針です。

従い、今後指定宗教法人に指定すれば、いかなる宗教法人もこの指針が適用されます。

ところが、この指針案は、明らかに家庭連合のみをターゲットにしたものとなっています。「本指針の対象となる指定宗教法人は、特定不法行為等を原因として相当多数の被害者を生じさせていると見込まれ」となっていますが、指定宗教法人が必ずしも相当多数の被害者を生じさせていると断定することはできません。

つまりこの指針は、家庭連合をスケープゴートにして、全ての宗教法人に対して、「指定宗教法人」に指定することによって、通常ではありえない手続きを実施し、信者の信教の自由を侵害するものです。日本の宗教行政が宗教法人及び所属する信者を過度に抑圧するものであり、そもそも指針の在り方が間違っており、到底認められるものではありません。

その 2

清算手続とは、本来、清算手続が開始した時点での債権者に対して、清算法人が持っている財産で弁済するためのものです。

しかし、指針では、清算開始後に、新たに債権者を作り出すような不当な手続きを定めています。

即ち、「指定宗教法人側によって被害の申出が困難な状況が作り出されているといった事情等から被害者が早急に被害の申出を行うことが困難な場合があることや、証拠資料が散逸し、隠匿等されている場合があることも予想される。」(P2)とし、「まずは被害の申出を促す工夫が求められる。」(P5)、「①清算法人が保有する寄附等を裏付ける記録から判明する一定の範囲の相手方に対して、被害の申出をする意思があるか否かを個別に照会すること、②被害者の相談に応じる窓口を設置すること、③被害の申出に関する説明会を開催して申出を促すこと、④被害者の求めに応じた当該被害者に係る寄附等の記録等の被害を裏付ける資料を開示することなどの工夫をする」(P5)としています。

しかし、これは、現役の信者も含め、献金した者のリストから、国家が債権申し出をするような圧力をかける行為です。献金はあくまで宗教的な行為であるにも関わらず、その行

為を行ったものに対して、個別に国家が接触し、債権者として申し出るように促すとは、清算業務の範囲を大きく逸脱し、個人の宗教的な行為であると言わざるを得ません。宗教法人が清算手続きに入ろうとそうでなかろうと、信者一人一人の信仰は何ら変わりません。それにも関わらず、国家が個人の宗教行為に干渉する行為は、明らかな信教の自由に対する抑圧であり、到底許されるべきではありません。

その3

指針では、「清算事務に支障のない範囲での信教の自由への配慮」とし、「清算人は、清算法人の財産の管理、処分にあたっては、清算事務に支障のない範囲で、その必要性の程度等も考慮して信者らに施設の利用を許諾する等、現に存在する宗教団体の信者らの信教の自由に配慮することが望まれる。」(P2)と記載しています。

しかし、清算法人の財産の99%が信者の献金等から成り立ち、その財産をもって礼拝堂など宗教的な行為のために保有している施設は、そもそも清算財産の対象からはずすべきです。このようなことは、どのような宗教法人でも行っていることであり、今回の家庭連合のケースでこれを認めれば、信者の宗教的な行為が著しく抑圧されることとなります。

また、信者は単に集まっているのではなく牧師、家庭連合の言葉では牧会者を通して神の言葉を受けて礼拝を受けるのですから、牧会者に対する給料なども支払われなければなりません。

そもそも、信教の自由に配慮するなら、何が必要なのかを信者に対してヒアリングをするべきですが、どのような形跡はありません。

宗教的な行為を行うために保有している施設は、債権分配の財産からはずし、清算後に引き継がれる分配財産として保持するべきです。